



触法障がい者の 受入れに向けて

（障がい福祉施設等編）



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
岡山県地域生活定着支援センター

はじめに

2003 年当時、刑務所の中に障がいを持つ多くの受刑者がいるという話が持ちあがり、実際に処遇を担当した方の手記が発表されるなど、刑務所が「福祉の最後の砦」となっている現状が少しずつ明らかにされてきました。

これまでは、司法関係者と福祉関係者の間では、受刑者等に関する情報共有や連携というものがなく、障がい者や高齢者といった福祉の支援を必要とする受刑者については、出所するにあたり福祉サイドへの情報提供もなく、更生保護施設に受け入れられたとしても、福祉関係者が関わっての生活訓練等はいわれていませんでした。こうした連携不足により、福祉の支援が必要な受刑者が福祉サービスに結びつかず、「累犯障がい者」を生む原因になっていたのかもしれない。

そのため、累犯障がい者の支援にあたり、出所後、必要な福祉サービス利用までの橋渡しを行う、司法と福祉をつなぐ体制の整備として、地域生活定着支援センターが全都道府県に設置されるようになり、岡山県では、本会が業務を受託し、平成 23 年 1 月から支援を開始しました。

支援開始から 4 年が経過しましたが、支援する中で、本人の生活スタイルとして在宅生活を希望される方が多い一方、福祉施設での生活を希望する方もおられますが、触法者という面等から、福祉施設での受入れが難しい状況も見受けられました。そのため、何が課題なのかを把握するため、福祉施設を対象に「受入れに関する調査」を実施したところ、①職員の理解が得られない②再犯の恐れ③施設責任④支援プログラムがない等の課題が見えてきました。

本会では、これらの課題を解決するための検討会を開催し、触法障がい者の福祉施設等への受入れが拡大することを目的に本書を作成いたしました。

本書により、触法障がい者の存在を知っていただき、福祉関係者による支援の必要性について理解をいただき、本事業へのご協力をいただければ幸いです。
平成 27 年 3 月

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
岡山県地域生活定着支援センター

目 次

はじめに	… 1
本書の活用方法（効果）について	… 4
1. 触法障がい者の状況について	… 5
2. 地域生活定着支援センターについて	… 8
3. 福祉の支援の必要性について	… 13
— 罪を犯すような人を、なぜ福祉で支援する必要があるのでしょうか？	
4. 福祉施設での役割等について	… 14
— 福祉施設等では何をするのでしょうか？何ができるのでしょうか？	
— 福祉施設等で受け入れる期間は、いつまでなのでしょう？	
5. 関係者・連携（ネットワーク）について	… 15
6. 個別支援リスク対応フローチャート	… 17
— 個別支援リスク対応チェックシート	
— 個別支援リスク対応チェックシート例示	
7. 地域生活移行個別支援特別加算について	… 20
参考資料	
・岡山県地域生活定着支援センター リーフレット	… 23
・アセスメントシート（フェイスシート）様式	… 31

本書の活用方法（効果）について

本書は、福祉施設等として、障がい者支援施設やグループホームを想定しており、触法障がい者が福祉施設等を利用するにあたって、「職員の理解」「事業の理解」「再犯防止」について、理解促進のため作成しました。

目的に合わせて、以下のページをご参照ください。

職員の理解に向けて

- ・ 触法障がい者の状況について
- ・ 福祉の支援の必要性について
- ・ 福祉施設での役割等について
- ・ 関係者や連携（ネットワーク）について

事業の理解に向けて

- ・ 地域生活定着支援センターの概要について

再犯防止に向けて

- ・ 個別支援リスク対応チェックシート

※個別支援リスク対応チェックシート

「犯罪に至った要因」をもとに、受入れ福祉施設・相談支援事業所・地域生活定着支援センターで「想定される行動」「対応策」「役割」について、検討し、相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」の支援目標等に盛り込んでいきます。

施設入所後は、受入れ福祉施設において、アセスメントを継続的に行い、本人状況を把握し、ケア会議等により、随時「対応策」について再協議します。

1. 触法障がい者の状況について

各種調査研究から矯正施設の中に福祉の支援を必要とする方がたくさんいることがわかってきましたが、ここでは、特に知的障がい者（疑いを含む）について触れていきます。

矯正施設の新受刑者は年々減少傾向にあります。その中でも、知的障がいとされる「知能指数 69 以下」の新規受刑者は毎年全体の 2 割強を占めています。
(平成 19 年～平成 23 年度版矯正統計から抜粋)

新受刑者の知能指数（相当値）

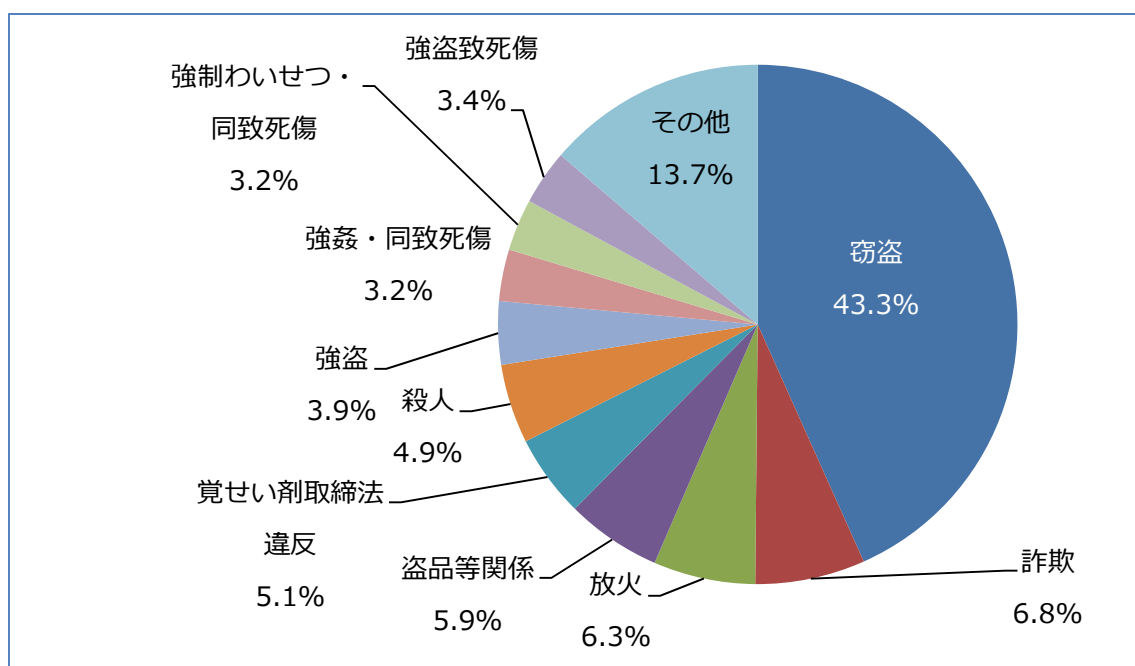
知能指数相当値 (CAPAS)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
49 以下	1,233	1,232	1,176	1,117	957
50～59	1,702	1,742	1,792	1,690	1,509
60～69	3,785	3,729	3,552	3,316	3,066
70～79	7,265	6,726	6,078	5,843	5,541
80～89	7,656	7,039	7,296	6,991	6,540
90～99	5,042	4,970	4,984	4,912	4,915
100～109	1,810	1,757	1,846	1,764	1,756
110～119	293	288	265	236	236
120 以上	59	53	41	37	43
テスト 不 能	1,605	1,427	1,263	1,173	936
総 数	30,450	28,963	28,293	27,079	25,499

(人)

知能指数 相当値 (CAPAS)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
69 以下	6,720	6,703	6,520	6,123	5,532
%	22.1%	23.1%	23.0%	22.6%	21.7%
テスト 不能含	8,325	8,130	7,783	7,296	6,468
%	27.3%	28.1%	27.5%	26.9%	25.4%

このように、テスト不能者（知的障がいの疑いがあるもの）も含めると、平成 19 年度から 23 年度では、どの年度も 25%を越えている状況です。

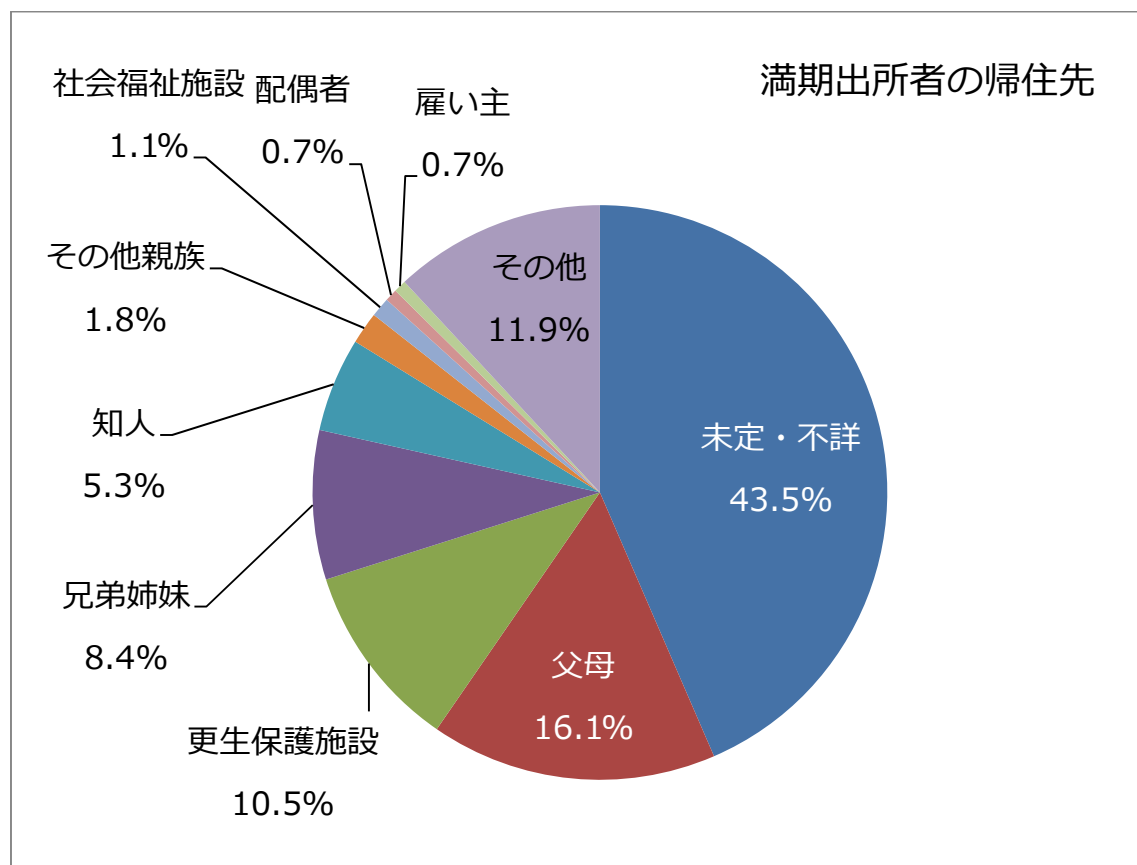
知的障がい者による最も多い罪名は、「窃盗」、続いて無銭飲食や無賃乗車等も含まれる「詐欺」です。知的障がい者の犯罪動機は、「困窮・生活苦」が 36.8%で最多です。（犯罪白書 平成 20 年度版、平成 18 年法務省特別調査 参照）



全国 15 庁（再入者や犯罪傾向の進んだ者を収容する刑務所 11 庁、初入者や犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所 4 庁）の刑務所を対象とした法務省の調査によると、知的障がい者（疑いも含む）の受刑者 410 人（以下「平成 18 年特別調査対象者」）の内、療育手帳の所持者はわずか 26 人・6.3%であったという現状があります。

また、出所するにあたり、知的障がい者の場合、満期出所が多いことが特徴的です。平成 18 年の全体の仮出所率が 52.6%に対して、平成 18 年特別調査対象者の知的障がい者の仮出所率は 20.0%となっています。この要因として、概ね身元引受人が不在なことから、仮出所が認められない現状があるようです。

以下のグラフは、満期出所者（平成 18 年特別調査対象者）の帰住先ですが、満期出所後の帰住先として、43.5%が「未定・不詳」という現状から住む場所がない現状がうかがえます。



2. 地域生活定着支援センターの概要について

高齢または障がいがあるため、福祉の支援が必要な矯正施設出所予定者について、保護観察所と協働して、出所後、地域の中で安定した暮らしができるよう生活環境調整をしていきます。

主に、矯正施設で選定され、保護観察所に認められた特別調整対象者（※）について支援を行います。

※特別調整対象者とは…

矯正施設入所中であり、以下の全ての条件を満たす者

- ①高齢（概ね 65 歳以上）であり、または、身体障害、知的障害もしくは精神障害があると認められること。
- ②矯正施設出所後の適当な住居がないこと。
- ③矯正施設出所後に、福祉サービス等を受けることが必要と認められること。
- ④円滑な社会復帰のために、保護観察所長に特別調整の対象とすることが相当と認められること。
- ⑤特別調整の対象となることを希望していること。
- ⑥特別調整の実施のために必要な個人情報を公共の福祉に関する機関等に提供することに同意していること。

主な業務内容

●コーディネート業務

服役中に、面接や必要な諸手続き等を行い、出所後の一時帰住、もしくは帰住先定着までの調整業務になります。

- 対象者との面接による福祉ニーズの把握
- 援護の実施（市町村）の調整
- 受入施設やサービス提供事業所の斡旋
- 福祉サービスの利用申請
- 障害者手帳の申請
- 生活保護・障害基礎年金等の申請 等

●フォローアップ業務

出所後の一時帰住、もしくは帰住先定着時から、引き続き必要な諸手続きや生活状況確認、支援関係者のネットワーク構築等を行い、継続的な支援業務になります。

- 住居もしくは利用施設等への訪問による生活状況の確認
- 地域の関係機関・関係者との連携によるバックアップ体制の調整
- 本人や関係者等からの相談対応

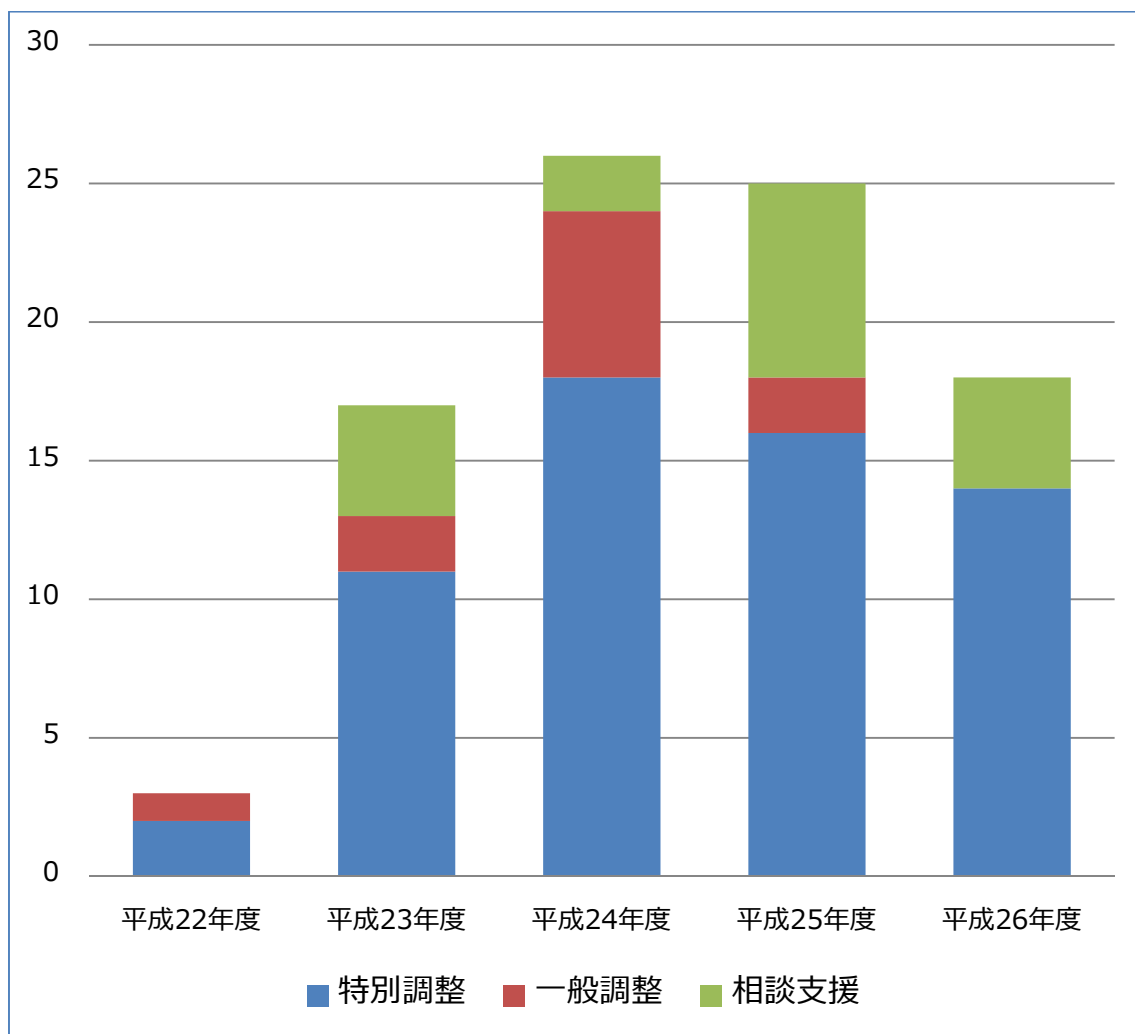
基本方針

- 1) 対象者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重します。
- 2) 対象者に対する支援は、本人の心身の状況、過去に受けた福祉サービス等の内容、本人の福祉的ニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行います。また、継続的・計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮します。
- 3) 対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払います。
- 4) 業務の遂行にあたっては、常に公正・中立的な姿勢を保つよう心がけます。

詳細は、本書にある参考資料「岡山県地域生活定着支援センターリーフレット」をご覧ください。

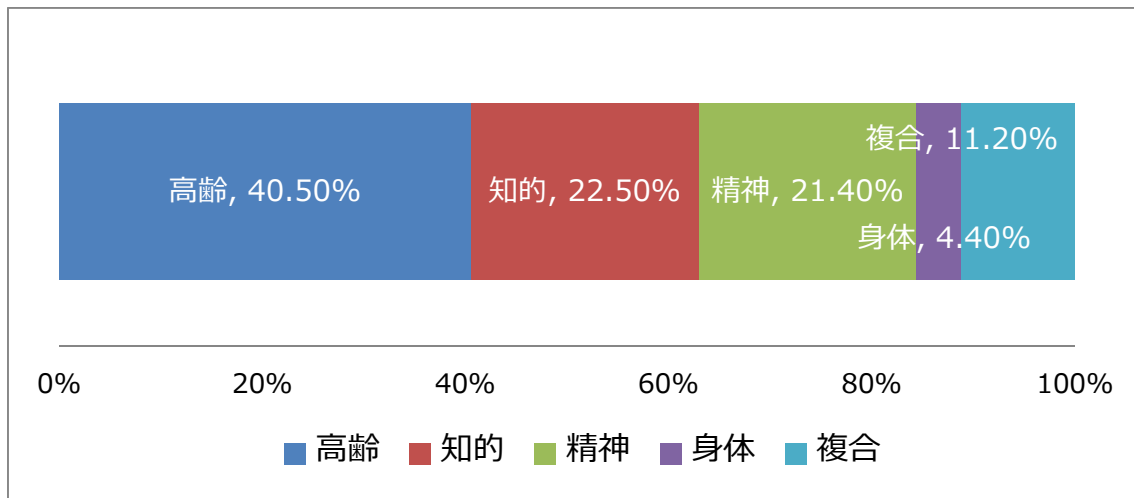
依頼件数（平成 23 年 1 月 23 日～平成 27 年 3 月 31 日）

	特別調整	一般調整	相談支援	合計
平成 22 年度	2	1	0	3
平成 23 年度	11	2	4	17
平成 24 年度	18	6	2	26
平成 25 年度	16	2	7	25
平成 26 年度	14	0	4	18
	61	11	17	89



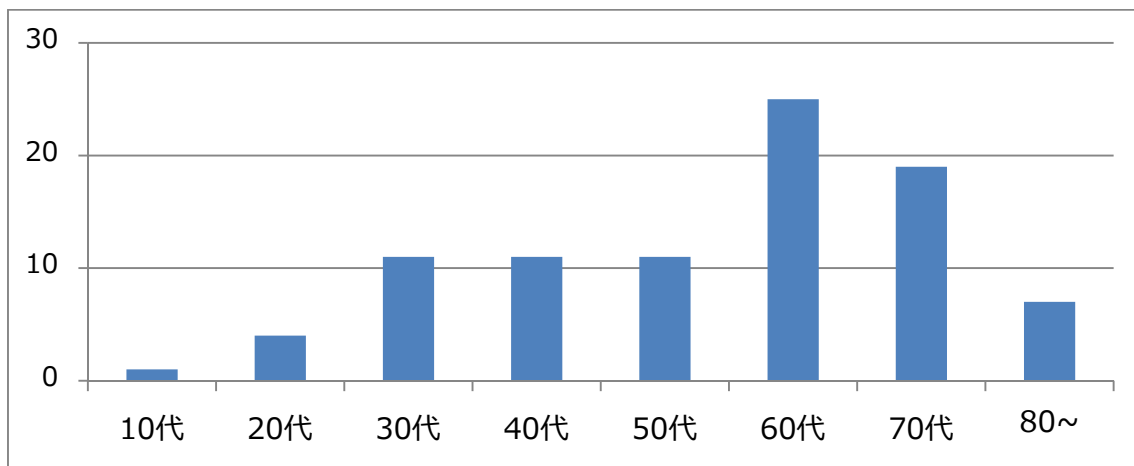
対象者属性（平成 23 年 1 月 23 日～平成 27 年 3 月 31 日）

	高齢	知的	精神	身体	複合
人数	36	20	19	4	10
%	40.5%	22.5%	21.4%	4.4%	11.2%

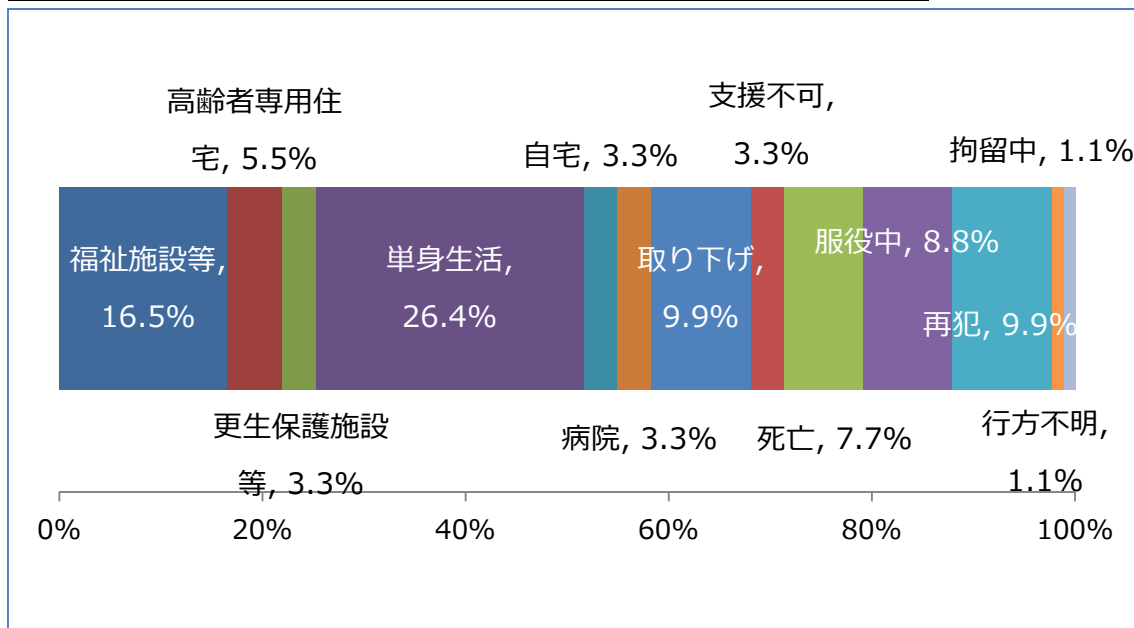


対象者年齢層（平成 23 年 1 月 23 日～平成 27 年 3 月 31 日）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80～
人数	1	4	11	11	11	25	19	7
%	1.1%	4.5%	12.4%	12.4%	12.4%	28.0%	21.3%	7.9%



対象者帰住先（平成 23 年 1 月 23 日～平成 27 年 3 月 31 日）



平成 23 年度から平成 27 年度までの 4 年間をみると、多い年度は 26 件、少ない年度で 17 件の依頼があり、平均 21.5 件の依頼状況となっています。

（※平成 22 年度は、1 月～3 月までの 3 ヶ月なので除外）

この 4 年間の状況をみると、特別調整が多い状況ではあるが、相談支援業務の依頼が増えてきつつあることがわかります。

また、対象者の属性としては、高齡者が 4 割、知的障がい者が 2 割、精神障がい者が 2 割という状況ですが、平成 23 年度頃は 6 割が高齡者という現状から言うと、障がい者の割合が増えてきている状況です。

対象者の年齢は、60 代が最も多く 3 割近い状況ですが、上記にあるように障がい者が増えてきており、60 代以下の世代も徐々に増えつつあります。

対象者の帰住先としては、アパート等での单身生活が最も多い状況ですが、近年では、少し減少傾向で、その代わりに、福祉施設等として養護老人ホームや救護施設、高齡者専用住宅等での受入れが増えてきています。

3. 福祉の支援の必要性について

ー 罪を犯すような人を、なぜ福祉で支援する必要があるのでしょうか？

この事業の背景には、本来セーフティネットであるべきはずの福祉の支援が届かなかったために、必要な支援が受けられず、その結果、矯正施設が福祉の代替施設となってしまっている人たちがいるという実態があります。

私たち福祉関係者は、これまでに福祉の支援が得られなかった人たちがいることを知り、その上できちんと手当てを行い、そうした人たちを迎え入れ、支えるための体制を整えていかなければなりません。

また、犯罪だけに目を向けるのではなく、その人が罪を犯さざるを得なかった背景やその人の生活歴等「その人自身」にまずは目を向けていくことが必要とされ、そこから、福祉が支援をしていくことの必要性が見えてくるのではないかと考えます。

これまで矯正施設（刑務所等）を出所した高齢者や障がいのある人の中には、社会生活を送るための支援と上手く繋がらず、生活に困難をきたし再度罪を重ね、入出所を繰り返す例が少なくありません。

岡山県地域生活定着支援センターは、出所後、地域での生活を歩みだすために、必要な福祉サービスが受けられるよう支援を行うことにより、再犯防止に繋げ、安定した生活を送れるよう支援します。



4. 福祉施設での役割等について

ー 福祉施設等では何をするのでしょうか？何ができるのでしょうか？

本人が自立して地域で生活していくためのアセスメントを行う役割を担っていただきたいと考えています。

本人はある期間、服役されて、地域に帰ってきます。その際には、矯正施設等からの情報提供もあり、ある程度の本人情報を得ることができるのですが、足りない部分もありますし、その情報が正しいとも限りません。したがって、実際に地域で生活していくことができるのかどうかわかりません。

そのため、生活アセスメントを施設の中で行っていただき、どういう力があるのか、または足りないのか等、本人の生活していく力を正しく把握していただくことが福祉施設等での役割になると考えています。

また、地域で生活するには、どんな福祉サービスが必要になるか等を教えていただきたく、これは関係者間での協議の場でも考えていきます。

ー 福祉施設等で受け入れる期間は、いつまでなのでしょう？

受入れいただく福祉施設においてプログラムがあれば、それに準じていただければよいと考えますが、アセスメントを行うという役割が重要になりますので、役割が行える一定期間と考えていただければと思います。

しかし、アセスメントした結果、福祉施設での生活訓練等が必要となれば、継続した支援をお願いしたいと考えています。

5. 関係者・連携（ネットワーク）について

ー どんな関係者がいて、どんな役割があるのでしょうか？

相談支援事業所

障がいのある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携のもと、障がいのある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的としています。

具体的には、日常生活上の支援を必要とする障がいのある方やそのご家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行います。

⇒ **本人のサービス等利用計画の作成や福祉サービスの調整、相談**

保護観察所

法務省設置法及び更生保護法に基づいて設置される法務省の地方支分部局で、犯罪や非行を犯し家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対して保護観察を行う機関です。

また、保護観察所では、刑務所や少年院に収容されている者が釈放後に立ち直りに適した環境の中で生活できるよう、本人と家族等と融和を図り、就職先（協力雇用主）を斡旋するなど、その受け入れ体制を整えておくための環境調整を行い、刑務所や少年院を満期釈放になるなど刑事上の手続きによる身体の拘束を解かれた者に対しては、必要に応じて更生緊急保護の措置を行っています。

⇒ **対象者本人の協力依頼元として、継続的な支援・協力・連携体制を構築**

地域生活定着支援センター

保護観察所と協働して、矯正施設等に入所している高齢者や障がいのある方で、出所しても自立した生活を送ることが困難な方々に対し、矯正施設出所後、

自立した生活ができるよう、福祉サービス等へ繋ぐ支援を行ない、再び罪を犯すことなく地域で生活できるよう支援を行なっていきます。

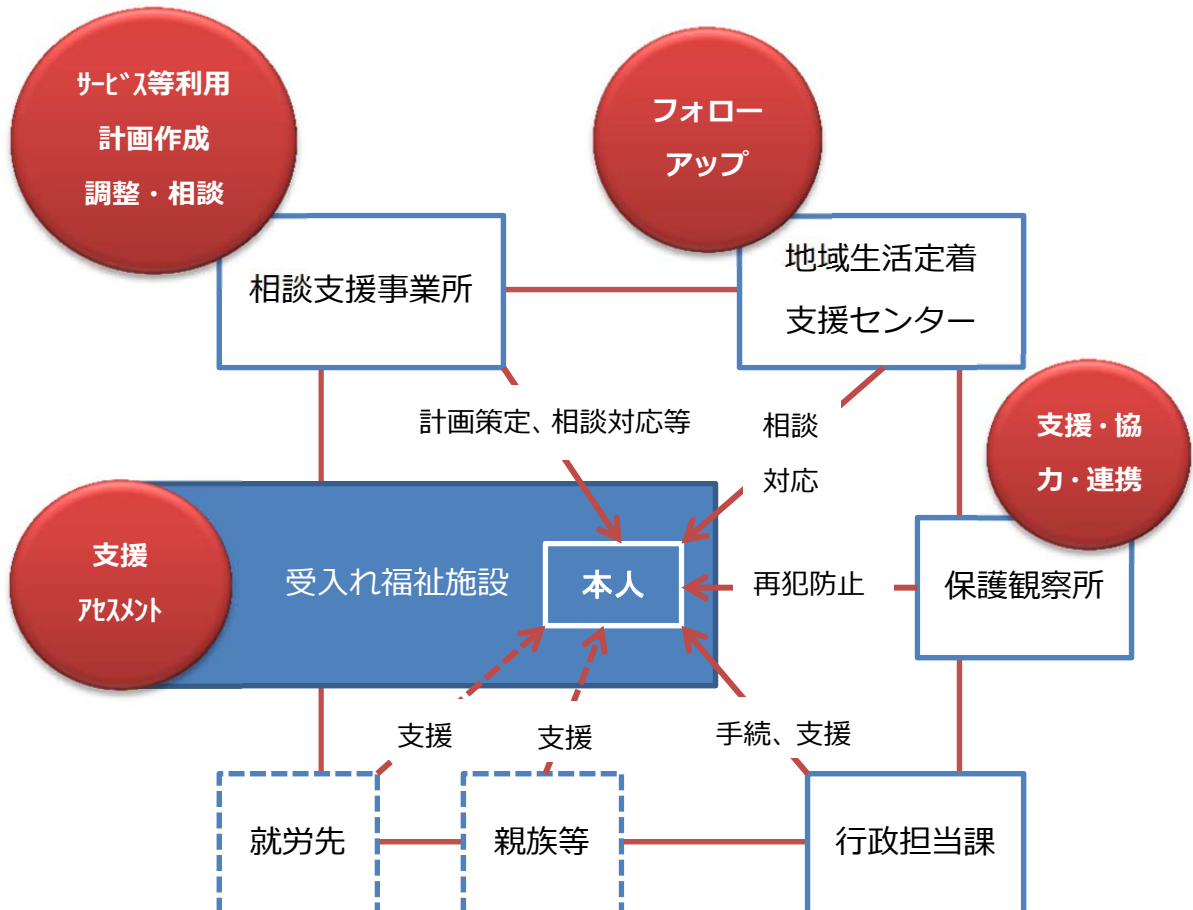
本人が生活する地域の相談支援事業所へ相談後、地域での支援ネットワークが構築できるまでの間の調整役として、関わっていきます。

また、支援ネットワークが構築した後も、フォローアップ業務として、ケース会議への参加や、本人との面接等を行っていきます。

⇒ **対象者本人のコーディネートからフォローアップ業務を行い、継続的な支援を実施**

※対象者本人が死亡、実刑、支援拒否等の場合か、本センターが支援不可となる場合を除く。

福祉施設入所における理想的なネットワーク

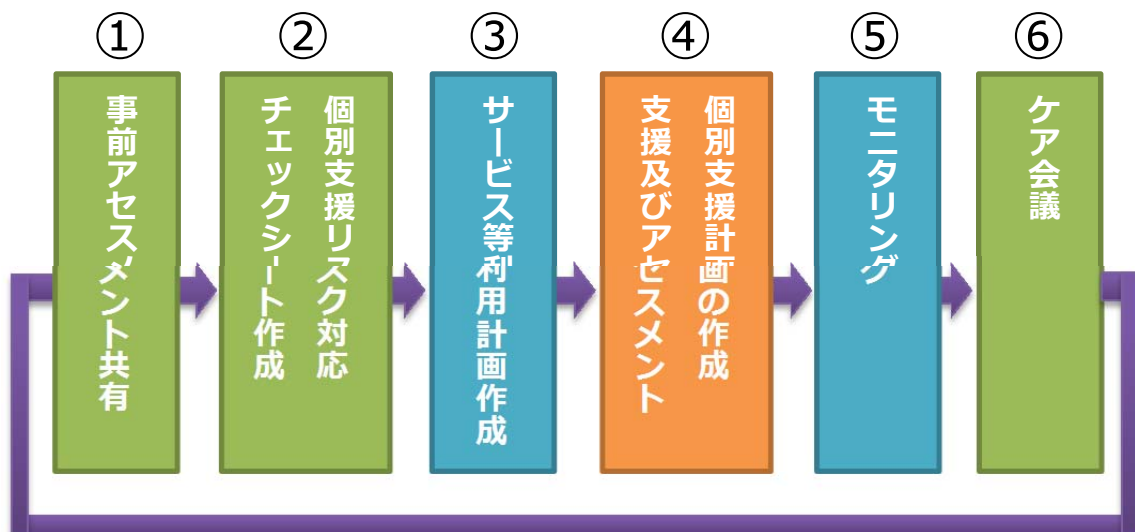


6. 個別支援リスク対応フローチャート

【目的】 事前に関係者と、既存情報等をもとに、本人の想定される行動を分析し、その際の対応策や役割分担を行い、受入れ福祉施設における課題である再犯危惧の軽減を図る。

※個別支援リスク対応チェックシート利用

- 【方法】 ①地域生活定着支援センター等からの本人情報（既存情報：特に、生育歴や家庭環境等）をもとに、関係者間で本人像を描く。
- ②地域生活定着支援センターによって「犯罪に至った要因」を記載したチェックシートをもとに関係者間で協議し、決定する。
- ③「犯罪に至った要因」をもとに「想定される行動」やその「対応策」に関係者間で協議し、決定する。
- ④「想定される行動」や、その「対応策」を参考に、相談支援事業所による「サービス等利用計画」に支援目標等を盛り込めるよう、協議する。その後、本人へ確認し、計画を決定する。
- 受入れ施設では、サービス等利用計画にある支援目標等を参考に、個別支援計画の作成と支援実施、アセスメントを継続する。
- ⑤相談支援事業所によって、定期的にモニタリングを実施する。
- ⑥必要に応じて、ケア会議を開催し、対応策等を再検討する。



個別支援リスク対応チェックシート

氏名：〇〇〇〇〇		年齢：〇歳	生年月日： T / S / H 年 月 日		性別：男
福祉情報	☐ 知的 ☐ 精神 ☐ 身体 診断名： ☐ 療育手帳 ☐ 福祉手帳 ☐ 身体手帳 ☐ 障害基礎年金（ 級）		犯罪情報	初犯時期： 初犯罪名： 入所数（ ） 罪名： 傾向等	
			作成日：H27.〇.〇 検討者： ・担当者、相談支援事業所、定着 C		

罪名	犯罪に至った要因	施設入所中のリスク	危険シグナル	頻度	対応策	役割
窃盗	・生活資金が足りなかった。 ・安定した生活資金がない。	・他利用者のお金を盗取する。	・お金がないと言いつ出す。 ・イライラします。	☒ 頻繁 ☐ 時々 ☐ 突発 ☐ ない	・お金の使い方や再犯について話をする。	担当者 定着 C 保護官
窃盗	・手にしたお金はすぐに使ってしまう。	・他利用者のお金を盗取する。	・飲物を大量に購入する。 ・他利用者に提供。	☐ 頻繁 ☐ 時々 ☒ 突発 ☐ ない	・健康面から注意する。お茶を勧める。 ・話をする	看護師 担当者
窃盗	・お金がなければ借金するしかない。	・他利用者に借りる。 ・消費者金融に借りに行く。（借りた。）	・お金がないと言いつ出す。 ・外に出たがる。	☐ 頻繁 ☐ 時々 ☒ 突発 ☐ ない	・お金の使い方について話をする。 ・話を聴く。	担当者 弁護士相談
窃盗	・知人から誘われたため、やるしかない。	・他利用者から誘われる。 ・他利用者を誘う。	・仲良くなって、行動を共にするようになる。	☐ 頻繁 ☒ 時々 ☐ 突発 ☐ ない	・相手の人から話を聞く。 ・本人とも話をする。	担当者
詐欺	・お金がなくて腹が減ってしまった。	・他利用者の食べ物等を盗取する。	・お腹がすいたと言いつ出す。	☐ 頻繁 ☒ 時々 ☐ 突発 ☐ ない	・話を聞く ・食事状況をチェックする。	担当者 定着 C 保護官

個別支援リスク対応チェックシート

氏名：〇〇〇〇〇		年齢：〇歳	生年月日： 年 月 日	性別：男
地域生活定着支援センターが、本人から聞き取った内容等をもとに記載しておく。		リスクについて、関係者と一緒に考える。	事前情報があれば記入するが、受入れ施設において、アセスメントの中で、随時記入していく。	事前に対応策を考えていくが、「上手い関わり方」等のノウハウについても記載していく。

罪名	犯罪に至った要因	施設入所中のリスク	危険シグナル	頻度	対応策	役割
窃盗	- 生活資金が足りなかった。 - 安定した生活資金がない。	他利用者のお金を盗取する。	- お金がないと言いつ出す。 - イライラしだす。	☒ 頻繁 ☐ 時々 ☐ 突発 ☐ ない	お金の使い方や再犯について話をする。	担当者 定着C 保護官
窃盗	手にしたお金はすぐに使ってしまう。	他利用者のお金を盗取する。	- 飲物を大量に購入する。 - 他利用者に提供。	☐ 頻繁 ☐ 時々 ☒ 突発 ☐ ない	- 健康面から注意する。お茶を勧める。 - 話をする	看護師 担当者
窃盗	お金がなければ借金するしかない。	- 他利用者に借りる。 - 消費者金融に借りに行く。(借りた。)	- お金がないと言いつ出す。 - 外に出たがる。	☐ 頻繁 ☐ 時々 ☒ 突発 ☐ ない	- お金の使い方について話をする。 - 話を聴く。	担当者 弁護士相談
窃盗	知人から誘われたため、やるしかない。	- 他利用者から誘われる。 - 他利用者を誘う。	仲良くなって、行動を共にするようになる。	☐ 頻繁 ☒ 時々 ☐ 突発 ☐ ない	- 相手の人から話を聞く。 - 本人とも話をする。	担当者
詐欺	お金がなくて腹が減ってしまった。	他利用者の食べ物等を盗取する。	お腹がすいたと言いつ出す。	☐ 頻繁 ☒ 時々 ☐ 突発 ☐ ない	- 話を聞く - 食事状況をチェックする。	担当者 定着C 保護官

7. 地域生活移行個別支援特別加算について

- サービス利用事業所には手厚い福祉的支援等のために「地域生活移行個別支援特別加算」（平 18 障発第 1031001 第二の 2(9)⑫⑬⑯参照）が加算されます。
- 地域生活定着支援センターは、支援を行ったことを証明する「意見書」を発行します。

福祉の支援を必要とする矯正施設等を出所した障がい者の地域移行支援事業

1. 事業の目的

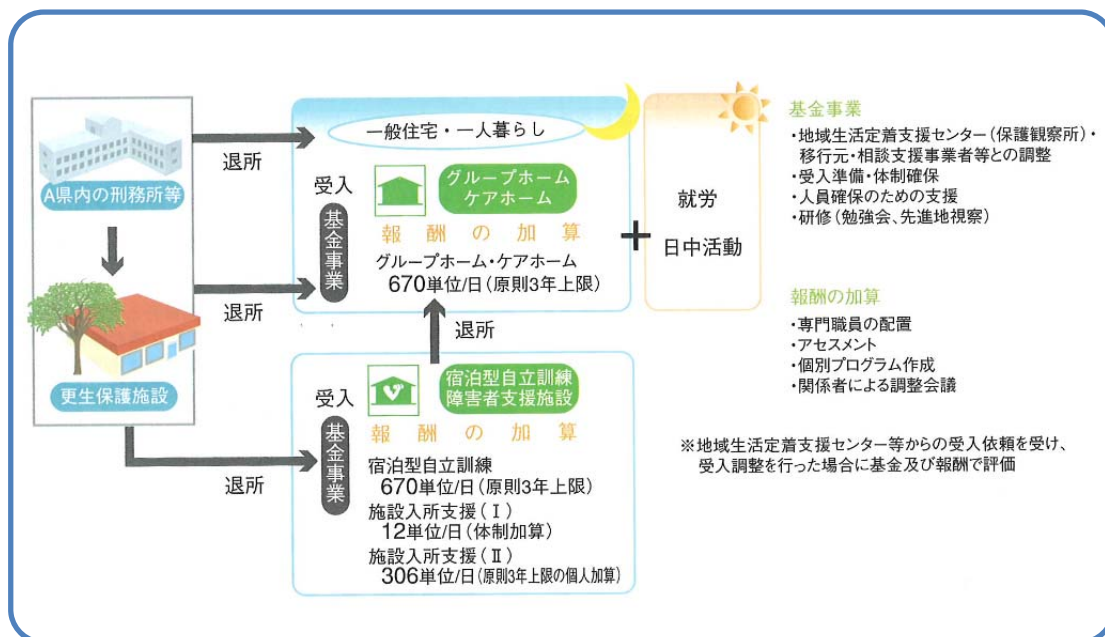
矯正施設等を出所した障がい者については、社会生活を送る上で困難を抱えている者が多いにもかかわらず、出所後に地域社会に復帰するための福祉的な支援が不十分な状況である。

そのため、障がい者支援施設等への受入れを行う際の調整や施設における受入れ体制の整備のための支援、さらに施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者等に対する勉強会等の支援を行い、福祉の支援を必要とする矯正施設等を出所した障がい者の地域生活への移行を促進する仕組みを構築することを目的とする。

2. 事業の内容

(1)実施主体：都道府県

(2)事業の内容



①矯正施設対象者等の障がい者支援施設、または宿泊型自立訓練事業所における受入支援

②①での受入れ後の訓練等終了後に、グループホームへ受け入れるための支援

【主な事業内容】

- ・施設における求人や事前の体制づくりのための人員確保のための支援
- ・先進地視察や勉強会等の開催の支援
- ・矯正施設等との調整
- ・出所後にアパート等での一人暮らしとなった場合における定着のための支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う研修等の開催支援 等

※地域生活定着支援センターや保護観察所等の関係機関からの受入依頼を受け、受入調整を行った場合に対応。

(3)補助単価：①②ともに1件あたり1,000千円以内

3. 補助割合：定額（10/10）

●地域生活移行個別支援特別加算の支援内容について

ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、共同生活介護計画の作成

⇒ 地域生活定着支援センターから情報提供や助言等を行います。

イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催

⇒ 地域生活定着支援センターから職員が参加します。

ウ 日常生活や人間関係に関する助言

⇒ 何かあった場合は、地域生活定着支援センターが相談対応します。

エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援

⇒ 非該当

オ 日中活動の場における緊急時の対応

⇒ 可能な範囲で地域生活定着支援センターも対応します。

カ その他必要な支援

⇒ 必要な場合は、地域生活定着支援センターが対応します。

地域生活移行個別支援特別加算の流れについて

- ①施設での受入れ決定（通常は、受入れ施設での体験をしてからとなります。）
- ②地域生活定着支援センターより「意見書（地域生活移行個別支援特別加算）」（下記参考資料参照）を提供いたします。
- ③施設において、障害者自立支援給付支払等システムにより介護給付費等の請求時に、本人分の資料に、地域生活移行個別支援特別加算の項目にチェックをして、請求します。
その後は、定期的なケア会議を実施します。

（参考資料）

意見書 （地域生活移行個別支援特別加算） 年 月 日 岡山県地域生活定着支援センター センター長 ⑩			
利用者名		生年月日	
性別		（年齢）	
矯正施設または 更生保護施設等		刑期	
地域生活定着支 援センター関与 の状況			
利用する事業所		事業所 所在地	
備考			

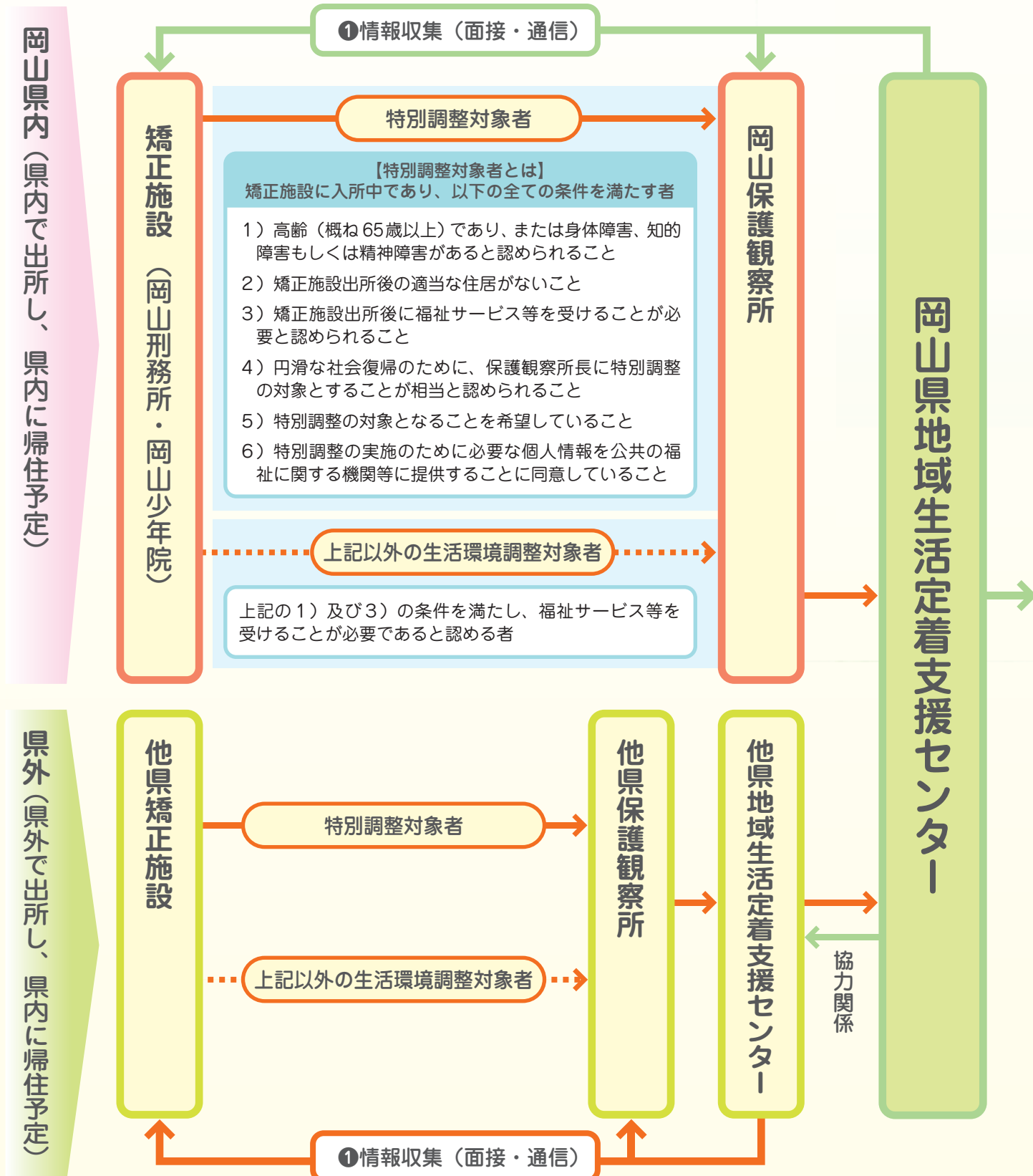
岡山県 地域生活定着支援センター

地域での再出発を支える

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

支援の流れ

高齢または障害があるため福祉の支援が必要な矯正施設出所予定者について、保護観察所と協働して、出所後、地域の中で安定した暮らしができるよう生活環境を調整していきます。





障がい者福祉施設等における、罪を犯した方

Q1

特別な職員の配置は必要なのですか？

A

罪を犯した方の更生に向けた指導や訓練をお願いするものではありません。

本人の障がい特性や特徴を把握し、本人が暮らしやすく、生きやすくするために、どのような支援が必要かを見極め、支援いただければと考えており、障がい者支援の専門性が発揮されることを望んでいます。

そのため、本人に関する情報提供はもちろん、本センターを含め本人に関わる関係者と役割分担し、本人を支えるネットワークの構築により、不安も解消いただけるのではないのでしょうか。

Q2

他利用者への影響が心配ですが…

A

障がいの特性や罪を犯さざるを得なかった背景、要因について、本事業を通して事前にお伝えさせていただきます。それにより、個別の支援体制やプラン立案につながるものと考えます。

そのためにも、本センターではできる限りの情報をご提供し、本人へのアセスメントや面接、体験を重ねていただくことにより、心配を軽減できるのではないかと考えています。

Q3

職員の理解が得られない場合はどうすればよいのでしょうか？

A

矯正施設が福祉の代替施設となってしまう現状について、知っていただきたいと思います。

本センターからも事業概要はもとより、現状や支援についてのお話をさせていただきます。

また、情報だけでなく、ショートステイ等により受け入れし、アセスメントする中で、より本人の状況を知っていただくことによって、職員の理解につながるのではないのでしょうか。

の受け入れにあたって（Q&A）

Q4

何かあった場合、施設責任をどう考えればよいのですか？

A

罪を犯した方だけに限ったことではないと考えますが、本人に対するリスクを把握しておくことが重要になると思います。

施設の責任についても限界がありと思いますので、家族の協力や本センター、各関係者との連携を密にさせていただくことがポイントになると思います。

Q5

対応する支援プログラムはあるのですか？

A

障がいの特性は十人十色で、一律な支援プログラムはありませんが、受入れ施設において個別に立てられています。

その際には、相談支援事業所によるサービス等利用計画や本センター、各関係者からの情報、施設体験等を通じて、立案されています。

Q6

罪を犯すような人を福祉で支援する必要があるのでしょうか？

A

この事業の背景には、本来セーフティネットであるべきはずの福祉の支援がなされなかったために、必要な支援が受けられず、その結果、矯正施設が福祉の代替施設となってしまう人たちがいるという実態があります。

私たち福祉関係者は、これまでに福祉の支援がなされなかった人たちがいることを知り、その上できちんと手当てを行い、そうした人たちを迎え入れ、支えるための体制を整えなければなりません。

また、犯罪だけに目を向けるのではなく、その人が罪を犯さざるを得なかった背景やその人の生活歴などといった「その人自身」にまずは目を向けていくことが必要です。そうすると、おのずから福祉が支援をしていくことの必要性が理解できると思います。

（参照：山口県地域生活定着支援センター資料）

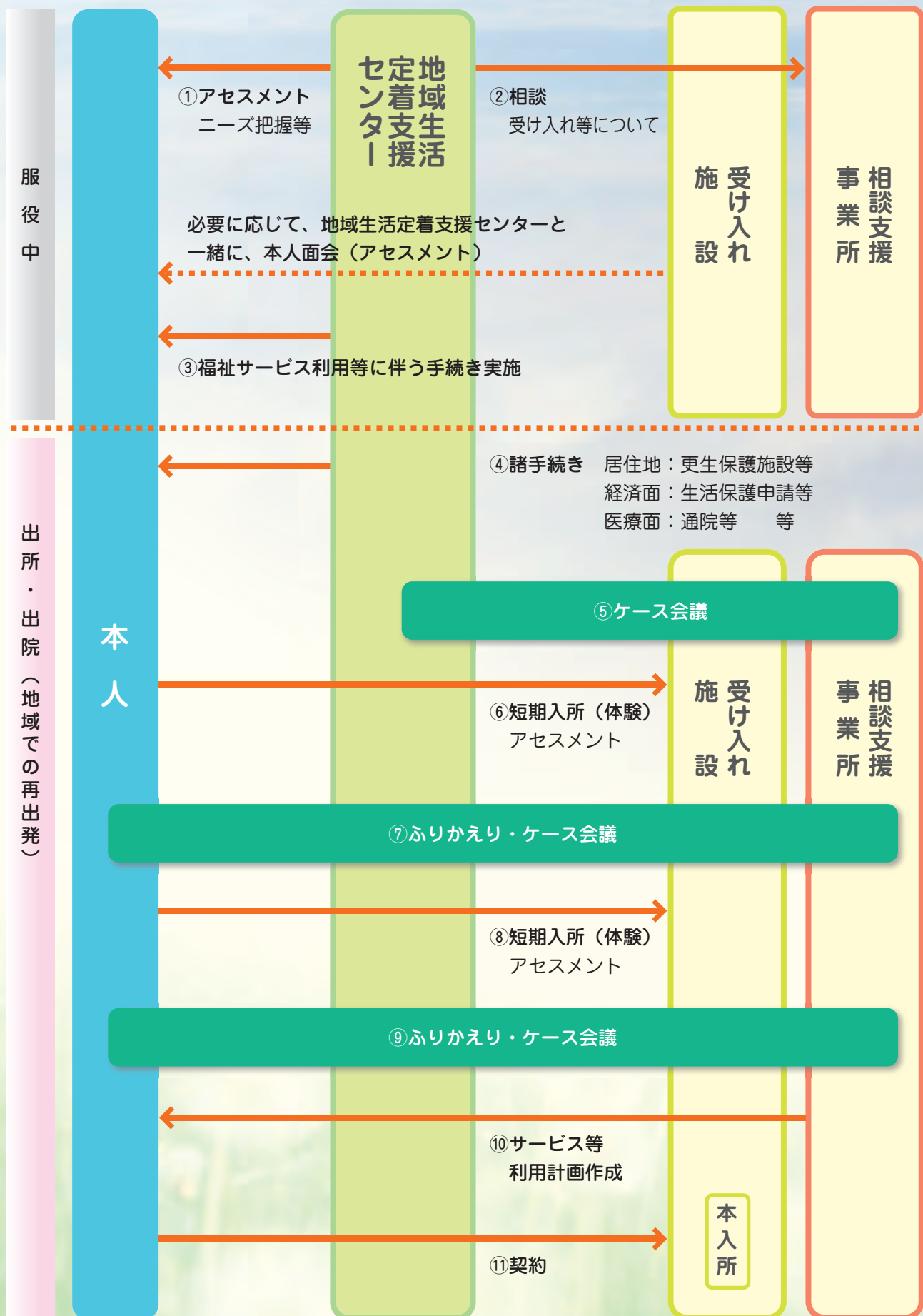
障がい者支援施設入所までの流れ（事例）

事例

21歳、男性。服役中に療育手帳取得（B・中度）。本人は、働きながら一人で生活していくことを希望されていたが、本人と関係者との話し合いを重ねながら、就業に向けた訓練をした後に一人で生活していくことに納得された。そのため、短期入所サービス利用により体験を行い、就労移行支援事業と施設入所のサービスを利用する方向となった。

1	アセスメント	・提供されている個人情報をもとに、本人の状況や生活歴、今後の生活について等の希望をうかがい、支援計画を立案します。
2	相談	・相談支援事業所や受け入れ施設へ、本人の情報や支援計画を提供し、受け入れに向けた相談を行います。
3	福祉サービス利用等に伴う手続き実施	・療育手帳等の取得や障害支援区分申請に向けた手続きを行います。 ・出所後すぐに住める場所を調整します。
4	諸手続き	・更生保護施設等の入所や生活保護受給手続き、通院等の同行、生活や福祉サービスの利用に向けたお手伝いを行います。
5	ケース会議	・関係者とともに、本人の情報交換や共有、今後の支援の方向性や福祉サービス利用に向けたケース会議を開催します。
6	短期入所（アセスメント）	・施設体験として短期入所で受け入れ、アセスメント実施。
7	ふりかえり・ケース会議	・本人も交え、関係者と一緒に短期入所における「ふりかえり」を行い、本人の思いや考えを把握します。 ・本人のふりかえりをふまえ、関係者と一緒にケース会議を行います。
8	短期入所（アセスメント）	・施設体験として土日も含めて短期入所で受け入れ、アセスメント。
9	ふりかえり・ケース会議	・本人も交え、関係者と一緒に短期入所における「ふりかえり」を行い、本人の思いや考えを把握します。 ・本人のふりかえりをふまえ、関係者と一緒にケース会議を行います。
10	サービス等利用計画作成	・短期入所の状況をふまえ、最終的な支援の方向性について、相談支援事業所からサービス等利用計画をもとに説明いただき、本人も含めて関係者で共有します。
11	契約	・本人と受け入れ施設において、サービス利用等の契約を締結します。

契約後は、引き続き、相談支援事業所、受け入れ施設、地域生活定着支援センター等とのネットワークを保ちながら、定期的な訪問等によって本人状況等を把握し、必要に応じてケース会議を開催します。



主な業務内容

1 コーディネート業務

【対象者】

矯正施設出所予定の高齢者または障害のある方で
出所後の自立生活に支援が必要な方
(特別調整対象者・環境調整対象者)

※保護観察所または他県地域生活定着支援センターからの依頼による。

【支援内容】

- 対象者との面接による福祉ニーズの把握
- 援護の実施(市町村)の調整
- 受入施設やサービス提供事業所のあっせん
- 福祉サービスの利用申請
- 障害者手帳の申請
- 生活保護・障害基礎年金等の申請 など

2 フォローアップ業務

【対象者】

①の対象者のうち矯正施設を出所後、センターの
支援によって福祉施設や地域で生活されている方

【支援内容】

- 利用施設等訪問による生活状況の確認
- 地域の関係機関・関係者との連携によるバックアップ体制の調整
- ※必要期間での対応

3 相談支援業務

【対象者】

矯正施設を出所された高齢者や障害のある方
(①②の対象者だけに限らない)

【支援内容】

- 福祉サービス等の利用に関する助言またはその他必要な支援
- ※本人、家族、関係者からの相談を受け、必要に応じて対応

基本方針

- 1) 対象者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重します。
- 2) 対象者に対する支援は、本人の心身の状況、過去に受けた福祉サービス等の内容、本人の福祉的ニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行います。また、継続的・計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮します。
- 3) 対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報等を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払います。
- 4) 業務の遂行にあたっては、常に公正・中立的な姿勢を保つことを心がけます。



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 岡山県地域生活定着支援センター

所在地 〒700-0807
岡山市北区南方2丁目13-1
総合福祉・ボランティア・NPO会館
(きらめきプラザ) 3階

連絡先 TEL 086-226-2840 FAX 086-226-3557
E-mail teichaku@fukushiokayama.or.jp

開 所 月曜日から金曜日 8:30 ~ 17:15
※ただし、国民の祝日(休日含む。)及び12月29日
から翌年の1月3日までの日を除く。

フェイスシート（アセスメント）

作成日 平成 年 月 日

記入者 (所属)

(1) プロフィール

氏名	(ふりがな)	性別	生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)		
		男・女				
本籍						
住民票 所在地	〒		連絡先 (電話番号等)			
帰住予定 (希望) 地			帰住予定の 根拠 (理由)			
家族構成	氏名	続柄	生年月日	職業	現住所	同居別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
						同・別
家庭状況	家族の理解度 協力度					
	家庭の 経済状況					
	家庭の特殊事情 (障がいの有無等) その他					
身元引受人 後見人	氏名		本人との続柄			
	現住所	〒				
	連絡先 その他	電話番号：				
その他の支援者 援助者						

(2) 犯罪の状況

罪名 (非行名)				刑名 刑期		
矯正 施設名				担当(窓口) 職員名		
矯正施設 入所日		刑期 終了日			入所度数	
犯罪の概要及び動機・原因 (生活状況)						
犯罪性の 特徴						
共犯者の 有無 状 況						
再犯の 状況 前 科						
過去の非行・ 犯行歴						
反社会的 集団との 関係						

(3) 障がい・要介護の状態

※ 障がい重複する場合は、該当するものすべてを記入する

要介護の状態	介護保険 の認定	有 ・ 無			知的障がい	IQ		判定 方法	判定日 年 月		
	要支援・ 要介護認定 介護度	(期間 年 月 日～ 年 月 日)				IQ 相当値 (CAPAS)	判定日 年 月				
	要介護 の状況					療育手帳	有 ・ 無	判定 等級	(次回 年 月)		
						障害程度区分 の認定	(期間 年 月 日～ 年 月 日)				
身体障がい	障がいの部位 障がいの 状況・程度				精神障がい	精神障がいの 診断名					
	身体障害者 手帳	有 ・ 無	判定 等級			精神障害者 保健福祉手帳	有 ・ 無	判定 等級	(次回 年 月)		
その他の障がい等		※ 自閉症、広汎性発達障がい、ダウン症候群、てんかん、認知傾向、その他									

(4) 福祉サービスの利用状況

年金	有 ・ 無	年金の種類		年金の等級 支給額 等	
生活保護		有 ・ 無	種類及び 支給額 等		
その他の 福祉サービスの 利用状況					援護の実施 市町村

(5) 医療状況

身長			cm	体重			kg
視覚	裸眼視力		矯正視力	血液型			
	右	()					
	左	()		聴覚			
てんかん	有・無	(種類) (発作の状況) (頻度)					
喘息	有・無	(状況)	口腔状態	虫歯 (有・無) 入れ歯 (有・無)			
				(状況)			
皮膚疾患	有・無	(状況)	食品・薬品 に対する アレルギー	有・無	(状況)		
現在 治療中の 疾病	疾病名		病院名 (通院状況)		投薬・治療の状況		備考
既往歴・ 主な病歴	年月	疾病名		病状・治療歴		病院名	
※ 医療面で、特に留意すべき点							

(6) 日常生活状況

※ () 内の当てはまるものに○を付ける

食事	(自立・要確認・要介助) ※ 摂取量 (拒食・普通・過食) 偏食 特別食の必要性 など
排泄	(自立・要確認・要介助) ※ 失禁・夜尿の有無 程度 便秘・下痢の体質 など
睡眠	(自立・要確認・要介助) ※ 睡眠の安定度 睡眠が浅い・寝つきが悪い など
入浴	(自立・要確認・要介助) ※ 体洗い・洗髪の自立度 入浴の習慣 など
洗面 歯磨き	(自立・要確認・要介助) ※ 歯磨きの自立度 洗面の習慣 など
洗濯	(自立・要確認・要介助) ※ 洗濯の自立度 洗濯の習慣 など
脱着衣	(自立・要確認・要介助) ※ 脱着衣の自立度 TPO に応じた服装 など
身辺整理	(自立・要確認・要介助) ※ 整理整頓 清潔感 身だしなみ など
※ 日常生活の中で、特に留意すべき点	

(7) 社会性

※ () 内の当てはまるものに○を付ける

意思伝達	(自立 ・ 要確認 ・ 要介助)	※ 会話の能力 相談能力 意思を伝えようとするか など
言語能力	(読み)	
	(書き)	
危険物の理解度	(自立 ・ 要確認 ・ 要介助)	※ 火気類・刃物類・薬物類の危険の理解度 危険察知能力 など
金銭感覚 金銭管理	(自立 ・ 要確認 ・ 要介助)	※ 金銭価値の理解度 管理能力 計画性の有無 など
買い物	(自立 ・ 要確認 ・ 要介助)	※ 買い物を一人でどの程度できるか 節約型か浪費型か など
交通機関の利用	(自立 ・ 要確認 ・ 要介助)	※ 交通機関を一人でどの程度まで利用ができるか
飲酒	※ 飲酒習慣の有無・程度 アルコールの種類 など (過去の状況も含めて)	
喫煙	※ 喫煙習慣の有無・程度 など (過去の状況も含めて)	
薬物依存	※ 依存性・習慣性の有無・程度 薬物の種類 など (過去の状況も含めて)	
ギャンブル依存	※ 依存性・習慣性の有無・程度 ギャンブルの種類 など (過去の状況も含めて)	
趣味		
特技		
※ 社会性の中で、特に留意すべき点		

(8) 性格・行動の特徴

性格	(長所)	(短所)
情緒の安定		気分の変容 興奮
忍耐力		気分のむら 集中力
協調性 思いやり		依存心
集団生活 対人関係	※ 集団のルール 役割・当番等の意識 対人トラブル 交友関係 など	
職業観	※ 職業意識 職業意欲 就労の希望 希望の職種 適性 など	
性的モラル	※ 異性への関心度 性の抑制度 性的問題行動 特異な性癖 など	
反社会的 行動	※ 暴言 暴力 盗癖 放火癖 放浪癖 など	
固執性 (こだわり)		

(9) 学歴・施設利用歴・職歴・生活歴

学歴・施設利用歴・職歴	年・月～年・月	学校名・施設名・職場名	状況・特記事項
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
	・ ～ ・		
生活歴・結婚歴	※ 幼児期～学齢期～青年期～現在までの生活の状況 結婚歴 など		

(10) 将来の生活設計

本人の意向	就労・日中活動面	
	生活面	
	利用希望の福祉サービス	
	資格取得の要望等	
	その他の意向	
本人の意向に向けた課題整理	就労・日中活動面	
	生活面	
	その他	

※ その他、本人の状態を示す資料があれば添付してください。

触 法 障 が い 者 の
受 入 れ に 向 け て
(障 が い 福 祉 施 設 編)

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
岡山県地域生活定着支援センター